

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金 (10万円/1世帯) のご案内

6月1日 (水) から支給の対象が変わりました

- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- **すでに支給を受けている世帯は、受給することができません。**

※追加支給ではありません。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

豊島区が確認書(または申請書)を**受理した日から2~3週間後**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

基準日時点で
お住まいの市区町村から
確認書が届きます (要返送)

- ※令和4年度住民税非課税世帯へは6月下旬頃から順次送付します。
- ※令和3年度住民税非課税世帯へは2~3月にかけて送付しました。
- ※一部、非課税証明書などの添付書類が必要な場合があります。

申請が必要です

申請期限：令和4年9月30日 (金)

- ※令和3年1月~12月の収入では申請できなくなりました。
 - ※申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。
 - ※収入の減少は新型コロナウイルス感染症の影響によるものに限ります。
- 【申請書設置場所】区民事務所、各区民ひろば

支給手続きや支給要件の詳細は区ホームページをご確認ください。👉

お問い合わせ

豊島区住民税非課税世帯等臨時特別給付金窓口 専用コールセンター

03-4566-4192 受付時間 平日9:00~17:00 (土日祝を除く)



区ホームページ